

環境学習支援団体登録要件

岡崎市環境学習支援団体登録制度実施要綱第6条第1項で規定する登録要件はこの表による。

環境学習講座等

登録要件	具体的な内容
環境保全等に対する意識向上が図られる内容を実施すること。	自然環境の保全、水環境の保全、自然体験活動、循環型社会の形成、地球温暖化対策、持続可能な社会の実現等に関するもので、環境教育の推進に寄与するものであること。
	環境学習に関する時間が、概ね45分以上であること。
	1回当たりの受入可能人数が、概ね10人以上であること。
環境学習講座等は、原則として通年開催であること。	野外体験学習等で季節の条件がある場合を除き、通年開催であること。
	体験学習等に際し、安全確保に配慮していること。
環境学習について、利用者に対応できる専門スタッフが団体内にいないこと。	環境学習に関する担当者が団体内に1名以上いること。
環境学習講座等は、申請日から前1年間に環境学習講座等を実施していること。	
入場や体験等に係る諸経費を明示又は利用者に説明していること。	利用料金の積算等が複雑で明示が困難な場合は、有料であることを明示し、事前に利用者に説明をしていること。
	講座等に係る諸経費が、内容等により変動する場合は、受入（開催）時期に合わせ明示又は利用者に説明をしていること。

環境学習施設

登録要件	具体的な内容
環境保全等に対する意識向上が図られる内容を実施すること。	自然環境の保全、水環境の保全、自然体験活動、循環型社会の形成、地球温暖化対策、持続可能な社会の実現等に関するもので、環境教育の推進に寄与するものであること。
	1回当たりの受入可能人数が、概ね10人以上であること。
環境学習施設は、原則として利用者の制限が無く、利用できる日時等が利用しやすいものであること。	特別な事由がある場合を除き、誰でも利用可能であること。
	午前9時から午後5時までの間に利用可能時間の設定があること。
	見学者の受入に際し、安全確保に配慮していること。
環境学習施設は、原則として常設の施設であること。	
環境学習について、利用者に対応できる専門スタッフが団体内にいないこと。	環境学習に関する担当者が団体内に1名以上いること。
入場や体験等に係る諸経費を明示又は利用者に説明していること。	利用料金の積算等が複雑で明示が困難な場合は、有料であることを明示し、事前に利用者に説明をしていること。